

平成 23 年第 14 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成23年第14回教育委員会会議

1 日 時 平成23年 9 月 1 日 (木) 13時30分～14時28分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員 長	山 中	善 夫
委 員	白 井	博
委 員	設 楽	雅 代
委 員	西 村	真 理
委 員	池 田	光 司
委 員	北 原	敬 文
教育次長	町 田	隆 敏
生涯学習部長	長 岡	豊 彦
調整担当課長	前 田	明 寿
生涯学習推進課長	木 村	良 彦
学校施設担当部長	梅 津	康 弘
給食担当課長	石 井	邦 典
計画課長	山 田	篤 身
学校教育部長	金 山	正 彦
教育推進課長	蓮 実	一 郎
指導担当部長	池 上	修 次
指導担当課長	横 山	学
指導担当課長	森 岡	毅
中央図書館長	長谷川	利 雄
管理課長	鈴 木	眞
調整担当課長	小 松	宏 人
スポーツ部企画事業課長	山 越	英 明
総務課長	長谷川	雅 英
庶務係長	宮 地	宏 明
書 記	川 畑	千 沙

4 傍聴者 3名

## 5 議 題

議案第 1 号 平成23年度教育委員会事務の点検・評価報告書について

議案第 2 号 札幌市特別支援教育振興審議会委員の委嘱及び任命について

議案第 3 号 平成22年度教育費決算に係る意見について

議案第 4 号 平成23年度一般会計補正予算案に係る意見について

議案第 5 号 札幌市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例案に係る  
意見について

議案第 6 号 札幌市スポーツ振興審議会条例施行規則及び札幌市体育指導委  
員規則の一部を改正する規則案について

## ◎ 開 会

○山中委員長 それでは、これから平成23年第14回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議案に入ります前に、一昨日、前田北中学校の2年の男子生徒がお亡くなりになるという大変痛ましい出来事があり、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本日の会議ですが、設楽委員から、所用により、会議を欠席する旨の連絡がありました。

会議録の署名は、西村委員と池田委員にお願いいたします。

本日の議案につきましては、第2号は、附属機関の委員の任免に関する事項、それから、議案第3号から第6号につきましては、議会の議案にかかわる市長への意見の申し出に関する事項でございます。この関係で、教育委員会会議規則第14条第3号及び第5号の規定によって公開しないこととしたいと存じますが、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○山中委員長 それでは、議案第2号から第6号につきましては、公開しないことといたします。

## ◎ 議 事

### ◎議案第1号 平成23年度教育委員会事務の点検・評価報告書について

○山中委員長 ではまず、議案第1号につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第1号の教育委員会事務の点検・評価報告書について、ご説明申し上げます。

教育委員会事務の点検評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と定められております。

本議案は、この法律の規定に基づき、平成22年度の事務事業について、その点検評価を行い、結果をまとめたものをお手元の別添、教育委員会事務点検・評価報告書（案）でございますが、これを23年度の報告書としてよろしいか、お伺いするものでございます。

なお、ご決定いただいた報告書につきましては、法の規定により、この後、議会に提出するとともに、公表いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

これは、これまで何回かに亘って議論し、この結果をもとにしてまとめて来ておりました、表現の修正等もした最終案となっておりますが、さらに何かご意見はございませうか。校正などの細かいことでも、気がつくことは何でも結構ですが特にございせんか。

(「なし」の声あり)

○山中委員長 それでは、この教育委員会事務点検・評価報告書(案)のとおり、決定するというところでよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

○山中委員長 では、そのようにさせていただきます。

なお、もし誤字等単純なことがあった場合は、事務局の方に対応していただきたいと思えます。

○池田委員 委員長、ちょっと質問なのですけれども、前に、ニートとか、割となじみのある外国語なのですけれども、そういう用語がわからない人のために説明をつけてもらうことができるのでしょうかという話が出たことを思い出したのですが。

○山中委員長 できるだけわかりにくい外来語については、できるだけ注釈をつけるようなことを意識したと思えますが、今回はついていないのでしょうか。

○池田委員 ニートというのは、私の頭の中では普通の言葉なのですけれども、それをどう判断するかということです。

○山中委員長 必ずしも一般市民の方がわかる言葉とは言いがたいということですね。ニートのほかには?

○池田委員 あとは、ソーシャルワーカーとか、決まっている方向性があるものは、読めばわかるということにもなるのですけれども、その扱いをどうするかということで、これは次回の課題にしてもいいのかなという気がいたします。

○北原委員 ソーシャルワーカーについては、17ページの真ん中あたりに※印で書いています。

○山中委員長 簡単につけられるものについてはつけていただくということは構わないと思うのですが、ただ、困難な場合には、次回の課題にして。

○池田委員 そんなに大きな問題はないとは思いますが。

○山中委員長 基本的には、簡単なものについては、さらに補足ができれば注釈をつけていくということでもいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山中委員長 それでは、基本的にはこの案で決定します。そして、若干の補足と修正が入るということにいたします。

— 以上説明の後、審議の結果、提案どおり決定した —

○山中委員長 それでは、第1号議案については以上で終わりにしまして、第2号議案に入ります。

第2号議案からは、公開しない議案になりますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

**以下 非公開**